

香川県条例第25号

香川県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

香川県障害者施策推進協議会条例（昭和49年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（設置）</u> <u>第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p>	<p><u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、香川県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。